

《今月の主な記事》

日本年金機構 からのお知らせ.....2	一般財団法人 宮崎県社会保険協会 からのお知らせ6
算定基礎届のご準備をお願いします2	令和6年度の予算が決まりました.....6
保険料納入告知書・領収済額通知書.....3	保健師による事業所巡回健康相談のご案内.....6
協会けんぽ 宮崎支部 からのお知らせ4	令和6年度～第1回新任社会保険事務担当者研修会のご案内～.....7
令和6年度健診のご案内.....4	インフォメーション8
「健康宣言」から始める健康経営®5	年金相談の日程等8



日之影町 天神山つつじ園

約2万本のキリシマ、クルマツツジが一面に花をつける
4月中旬には、期間中夜間照明が取り付けられ、一面
の花じゅうたんが艶やかに浮かびあがる。
(日之影町観光協会公式Webサイトより引用)



算定基礎届の時期です。 ご準備をお願いいたします。



算定基礎届とは？

毎年1回、その年の7月1日時点の全ての被保険者（6月1日以降に資格取得した方を除く）を対象として、標準報酬月額の見直しを行うために提出していただくものです。算定基礎届は、毎月の保険料計算や、健康保険の給付・将来受け取る年金額などの計算の基礎となる大切な届出です。

正しく記載し、提出期限内に提出してください。

※4・5・6月に支払った総支給額（すべての手当を含む源泉徴収前の額）を記入して下さい。

算定基礎届の流れ

算定基礎届書の作成

e-Govにて被保険者データをダウンロード
6月1日頃に受取可能

届出用紙が送られてきます
6月中旬頃に送付

提出期限【7月1日～7月10日】

提出期限内の提出にご協力をお願いいたします。

e-Govまたは届書作成プログラムから電子申請

福岡広域事務センターへ送付

【郵送先】〒812-8579 福岡県福岡市博多区榎田1-2-55 AP榎田ビル
日本年金機構 福岡広域事務センター

決定通知書の送付

日本年金機構より送付されます。各従業員に新しい標準報酬月額を通知してください。

保険料の計算【9月分～】

新たに決定された標準報酬月額をもとに、9月からの保険料が計算されます。

※変更が無ければ翌年の8月まで適用されます。

「算定は電子申請で！」 ご協力をお願い致します！

- 日本年金機構から送られてきた納入告知書は、毎月保険料額を確認してください。
- 退職された場合や被扶養者でなくなった場合の健康保険証は、すみやかに回収し、資格喪失届に添付してお返してください。

令和6年1月から

「保険料納入告知書・領収済額通知書」が オンライン事業所年金情報サービスで受け取れるようになりました

オンライン事業所年金情報サービスで受け取れる情報・通知書

本サービスでは、GビズIDでe-Govにログインし、利用申し込みを行うことで、社会保険に関する事業所向けの各種情報・通知書をオンラインで受け取ることが出来ます。

社会保険料額情報

月末に納付いただく社会保険の見込み額をお知らせするものです。郵送で納入告知書が届く約1週間前に、社会保険料額を確認できます。

保険料納入告知額・ 領収済額通知書

社会保険料を口座振替で納付いただいている事業主の方に、当月の口座振替額と前月の領収額をお知らせする通知書です。

NEW!

被保険者データ

日本年金機構が無料で提供している「届書作成プログラム」に取り込むことで、簡易に届書を作成できます。

オンライン事業所年金情報サービスを利用する主なメリット

連絡不要で定期的に受取可能

早く受取・確認が可能

いつでもどこでも確認が可能

簡単に電子申請が可能

オンライン事業所年金情報サービスの利用方法はカンタン

登録方法については、日本年金機構のホームページをご覧ください。



オンライン事業所年金情報サービス

検索

https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/online_jigyousho.html

電子申請のご利用方法

STEP 1

GビズID取得

STEP 2

申請データ作成

STEP 3

届書作成プログラム
またはe-Govから申請

3ステップでカンタンにご利用できます！

GビズIDってなに？

GビズIDとは、1つのアカウントで複数の行政サービスにアクセスできる認証システムです。無料で利用することが出来ます。「GビズID」の詳しい内容、手続きはGビズIDのホームページをご覧ください。



GビズID

検索

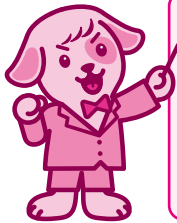
<https://gbiz-id.go.jp>

協会けんぽ 宮崎支部 からのお知らせ

全国健康保険協会

令和6年度健診のご案内

被保険者（ご本人）生活習慣病予防健診



協会けんぽの生活習慣病予防健診は、

血圧測定 血液検査 尿検査 心電図検査
胸部レントゲン検査 胃部レントゲン検査
便潜血反応検査

メタボリックシンドロームとともに

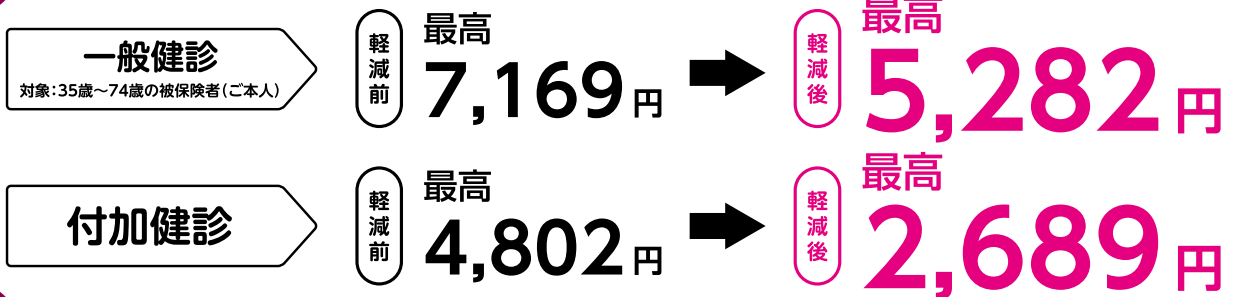
5大がん 肺 胃 大腸
子宮 乳房 までカバー！

※子宮頸がん検診、乳がん検診は、別途自己負担が必要です。

より多くの皆さまに受診していただけるように

令和5年
4月
スタート！

生活習慣病予防健診等の自己負担の軽減



令和6年
4月
スタート！

付加健診の対象年齢拡大



※付加健診とは、節目の年齢において、肝臓、胆のう、腎臓といった腹部の臓器の様子を調べるための腹部超音波検査や、高血圧・動脈硬化などを見つけるてがかりとなる眼底検査といった、より詳細な健診です。

被扶養者（ご家族）特定健診

協会けんぽの特定健診は、生活習慣病の予防を目的に40歳以上75歳未満の扶養家族に受けていただく健診です。

年度内にお一人様につき1回
健診費用の **7,150円**
を協会けんぽが負担します！



健診受診までの流れ

協会けんぽから
受診券を受け取る

➔
右の二次元
バーコードから
受診したい
健診機関を確認し、
予約する

特定健診実施機関 一覧表



※受診券は4月頃、被保険者の皆さまのご自宅等に送付されます。

※記号番号が保険証と一致していない受診券は利用できませんのでご注意ください。

※協会けんぽの補助を受けることができる健診機関は決まっています。左の特定健診実施機関一覧表より健診機関を確認し、直接ご自身で健診機関にご予約ください。



各種申請書はダウンロードして、郵送でご提出ください。

〒880-8546 宮崎市橘通東1-7-4 第一宮銀ビル5階
協会けんぽ宮崎支部 TEL:0985-35-5364

※お問い合わせの際は、お手元に保険証をご用意ください。

ホームページから
「申請書のダウンロード」「メルマガ登録」
ができます！

協会けんぽ 宮崎

検索

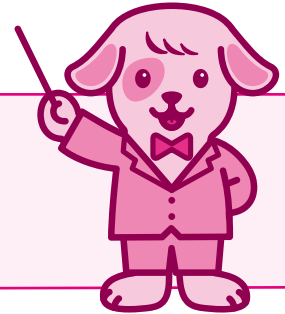
／ 教えて！いっぽくん ／

「健康宣言」から始める健康経営®

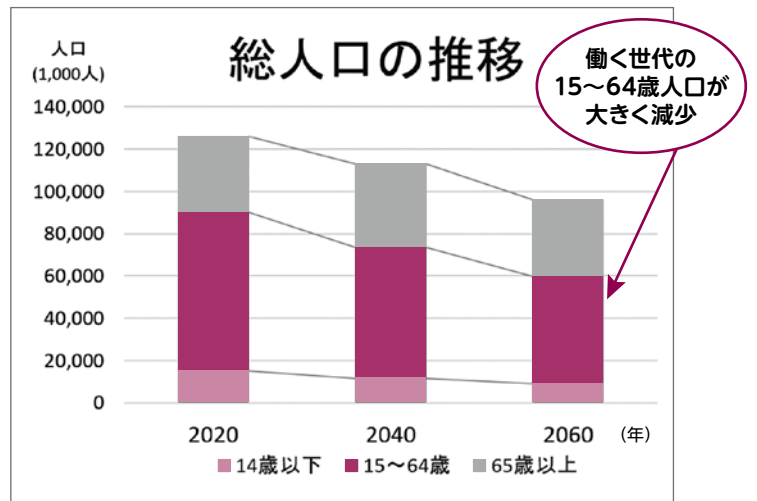
Q 健康経営®って何？

今企業で注目を浴びている「健康経営®」は、従業員の健康を重要な経営資源と捉え、積極的に社員の健康づくりに取り組むことで、会社の生産性向上を目指す健康手法のことです！

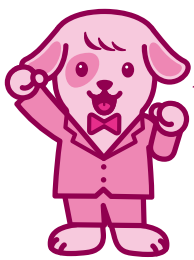
※健康経営®は、NPO法人健康経営研究会の登録商標です。



右のグラフを見てもわかるように、少子高齢化社会が進む日本において、企業が今いる従業員の健康づくりに取り組み、労働力をしっかり確保していこうとする「健康経営®」は非常に重要な役割を担っていきます。



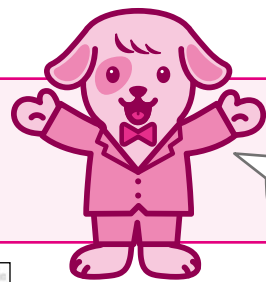
※国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口令和5年推計」より



しかし、健康経営®は何から始めたらいいかわからないですね！
そういう時は協会けんぽの「健康宣言」から始めましょう！

Q 健康宣言とは？

協会けんぽの「健康宣言」は、事業主が職場の健康づくりに取り組む具体的な目標をたて、従業員等に宣言し、**協会けんぽのサポートのもと目標達成に向けて取り組むこと**をいいます。



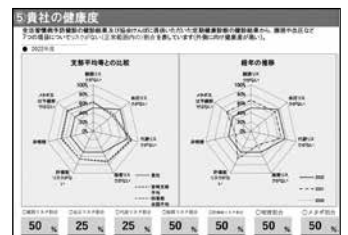
まずは、
健診受診から！

健康宣言は**無料**で参加でき、様々なサポートを利用できます！

- ①健康機器の貸出
- ②健康に関するオンラインセミナーの実施
- ③健康度レポートの提供
- ④スポーツジムの優待サービスの提供
- ⑤健康づくりに関する出前講座の実施
- ⑥健康情報誌の提供



特に健康度レポートは事業所の健康度の経年変化を把握でき、健康づくりの見直しを行う際に役立ちます！



健康宣言に参加し、職場の健康づくりに取り組みましょう！

健康宣言のエントリーは協会けんぽ宮崎支部までお電話ください。

※健康度レポートは、40歳以上の被保険者が10名以上いる事業所のみ送付しています。

一般財団法人 宮崎県社会保険協会 からのお知らせ

令和6年度 一般財団法人宮崎県社会保険協会の予算が決まりました。

一般財団法人宮崎県社会保険協会は、社会保険加入事業主を会員として、社会保険の加入者とその家族をはじめ、広く県民の福祉向上に寄与するとともに、社会保険制度の円滑な運営を目的として設立しています。事業にかかる費用は、事業主のみなさんから納めていただいた会費によってまかなわれています。本年度予算が、次のとおり決まりました。

令和6年度 一般会計収入支出予算			
収入の部 (単位:千円)		支出の部 (単位:千円)	
1. 受取会費	37,165	1. 事業費	26,227
2. 受取積立金利息	1	2. 管理費	15,155
3. 積立金取崩収入	1,000	3. 積立金支出	1,000
4. 雑収益	301	4. 予備費	85
5. 前期繰越	4,000		
計	42,467	計	42,467

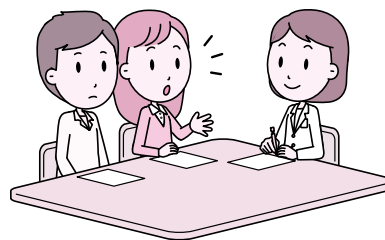
保健師による事業所巡回健康相談のご案内

(一財)宮崎県社会保険協会では、職場で働くみなさんの健康管理と、健康の保持・増進のお手伝いとして、当協会の会員事業所様に保健師を派遣して巡回健康相談を実施しています。

※費用は当協会が全額負担しますので無料です。(非会員事業所及び会費未納事業所は実費負担となります)

★健康上にお悩みのある方など、お気軽にご相談ください。

- ◆職場で働くみなさまのご都合のよい時間で
- ◆健診結果表をもとにアドバイスします
- ◆個別に相談を実施しています
- ◆年齢は問いません、どなたでも
- ◆少人数でも大丈夫です
- ◆土曜日でも健康相談を実施しています



★保健師巡回健康相談のお申込方法

1カ月前にお申し込みをお願いします。下記の申込用紙をご記入の上、FAXでお申し込みください。また当協会のホームページでもお申し込みができます。

お申込・お問合せは

一般財団法人 **宮崎県社会保険協会**
 〒880-0866 宮崎市川原町5番10号ミネックス川原2-C
 電話(0985)23-0200 FAX(0985)23-9077
 ※ホームページからお申し込みができます ◇ <https://shahokyou-miyazaki.jp/>

保健師による事業所巡回健康相談の申込書

		申込日	年	月	日	
事業所巡回健康相談 希望年月日・時間帯	第1 希望日	令和	年	月	日	(曜日) 時 頃まで
	第2 希望日	令和	年	月	日	(曜日) 時 頃まで
事業所名						
所在地	〒 -					
電話番号			担当者名			

令和6年度～第1回新任社会保険事務担当者研修会のご案内～

採用・退職時における各種届け出等についての記載方法や、社会保険料の計算と納付方法及び健康保険の給付関係についての説明を、下記のとおり開催しますので是非ご参加下さい。

地区名	開催日	開催時間	会場名	定員
日南	令和6年5月8日(水)	14:00～16:00	南郷ハートフルセンター生涯学習館(2階大研修室)	30
高鍋	令和6年5月9日(木)	14:00～16:00	高鍋町中央公民館(1階作業室)	30
延岡	令和6年5月14日(火)	14:00～16:00	延岡市社会教育センター(2階研修室5)	50
宮崎	令和6年5月16日(木)	14:00～16:00	宮崎市民文化ホール(イベントホール)	80
日向	令和6年5月17日(金)	14:00～16:00	日向ひとものづくりセンター(視聴覚室)	30
小林	令和6年5月21日(火)	14:00～16:00	小林市文化会館(2階会議室)	30
都城	令和6年5月22日(水)	14:00～16:00	都城市ウエルネス交流プラザ(茶霧茶霧ギャラリー)	50

※受付時間 13:30～

募集定員	各会場とも定員になり次第締め切ります ※先着順 受講決定者の方には、申込日より1週間以内に参加証をFAXでお送りいたします。 なお、参加証が1週間過ぎても届かない場合は、当協会までご連絡をお願いします。
対象者	社会保険事務新任者及び社会保険事務経験が2年未満の方 社会保険の基礎知識を確認されたい方
講師	日本年金機構(各年金事務所職員)・全国健康保険協会宮崎支部職員
参加費	会員事業所は 無料 会費未納事業所及び非会員事業所は実費負担となります。(資料代等を含む 3,000円)
申込方法	下記の申込書にご記入の上、FAX又はホームページでお申込みください。 【FAX番号】(0985)23-9077 【ホームページアドレス】 https://www.shahokyo-miyazaki.jp/
お申込先	〒880-0866 宮崎市川原町5番10号ミネックス川原2-C 一般財団法人 宮崎県社会保険協会 TEL(0985)23-0200



新任社会保険事務担当者研修会 参加申込書

参加者希望地区 (ご希望会場に○をつけて下さい)	宮崎 ・ 日南 ・ 都城 ・ 小林 ・ 延岡 ・ 日向 ・ 高鍋		
事業所名	事業所整理記号 (例 01-イロハ)		
参加者氏名			
FAX番号 (必ずご記入ください)	() -	電話番号	() -

※申込書に記載された情報は、この説明会以外の目的には使用しません。

◆主催/一般財団法人 宮崎県社会保険協会

◆共催/日本年金機構(各年金事務所)・全国健康保険協会宮崎支部・宮崎県社会保険委員会連合会(各地区社会保険委員会)

5・6月の年金相談の受付時間等

宮崎・延岡・都城・高鍋の各年金事務所

- 身分証明書・年金手帳・印鑑をお忘れなく!
- 代理の方が相談される場合は委任状と身分証明書が必要です。
- 休日の年金相談について、予約制になりますので事前にお問い合わせください。

受付区分	実施日	受付時間
5月・6月の平日受付	月曜日 火～金曜日	午前8:30～午後7:00 午前8:30～午後5:15
5月の休日受付	11日(土)	午前9:30～午後4:00
6月の休日受付	8日(土)	午前9:30～午後4:00

5・6月の出張年金相談の日程

(受付時間) 午前10時～午後3時

- 身分証明書・年金手帳・印鑑をお忘れなく!
- 代理の方が相談される場合は委任状と身分証明書が必要です。
- 予約制になっております。(ご予約は管轄の年金事務所まで) 飛び込みのご相談は承っておりません。

会場	5月	6月
串間市役所 会議室	9日(木)	6日(木)
えびの市役所 会議室	16日(木)	13日(木)
西都市役所 市民課年金係	16日(木)	13日(木)
高千穂町役場 町民相談室	16日(木)	20日(木)
小林市役所 1階 相談室	23日(木)	20日(木)
日南市役所 会議室	23日(木)	27日(木)
日向市中央公民館 2階 第4研修室	23日(木)	27日(木)

年金のご相談は「ねんきんダイヤル」へ

0570-05-1165

- 電話料金は一般の固定電話の場合、接続先にかかわらず、一律市内電話の接続料金でご利用できます。
- 携帯電話でもご利用できます
- IP電話、PHSからは「03-6700-1165」にお電話ください。

受付時間

- 月曜日～金曜日(祝日を除く)
午前8:30～午後5:15まで
※毎週月曜日(月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日)は午後7時まで受付時間を延長しています。
- 第2土曜日
午前9:30～午後4:00まで



年金相談・お手続きの際は予約相談をご利用ください

予約の申込みは「予約受付専用電話」へ!

0570-05-4890

〈予約受付番号受付時間〉月～金(平日)8:30～17:15

- 予約相談希望日の1カ月前から前日まで受付しています。
- ご連絡の際は、基礎年金番号のわかる年金手帳や年金証書をご準備ください。
- お近くの年金事務所でも受付しています。

予約相談の実施時間帯

- 8:30～18:00(月曜日)
- 8:30～16:00(火～金曜日)
- 9:30～15:00(第2土曜日)

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に18:00まで予約相談を実施しています。



協会けんぽからのお願い

保険証が使用できるのは退職日までです。

保険証は退職日の翌日からは使用できません。事業主・事務担当者の皆さまは、従業員の退職時に本人・家族分の保険証回収を徹底していただきますよう適切な事務処理にご協力をお願いします。

街角の年金相談センター宮崎(オフィス)

宮崎県社会保険労務士会に所属する社会保険労務士等が無料でご相談に応じます。

- 相談内容** 国民年金・厚生年金保険の給付に関する相談・手続き等
- 開設場所** 宮交シティ2階(宮崎市大淀4-6-28)
- 相談時間** 月曜日～金曜日 ※祝日・年末年始等を除く 午前8:30～午後5:15まで
- 予約専用電話番号** 0985-63-1066 (お電話による年金相談)は受け付けておりません。

街角年金相談センターは、日本年金機構が「全国社会保険労務士会連合会」に運営を委託しています。

一般財団法人 宮崎県社会保険協会に関するお問い合わせは下記のところまで

一般財団法人 宮崎県社会保険協会 **0985-23-0200**

一般財団法人 宮崎県社会保険協会ホームページ <https://shahokyo-miyazaki.jp/>

社会保険の手続き・年金制度に関するお問い合わせは下記のところまで

宮崎年金事務所	0985-52-2111	都城年金事務所	0986-23-2571
延岡年金事務所	0982-21-5424	高鍋年金事務所	0983-23-5111

日本年金機構ホームページ <https://www.nenkin.go.jp/>

健康保険給付の手続き・健康保険任意継続に関するお問い合わせは下記のところまで

協会けんぽ宮崎支部(全国健康保険協会)

0985-35-5364 (代表) 音声案内でご案内します

全国健康保険協会ホームページ <https://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

- 案内「1」 業務グループ(保険給付、保険証の発行、任意継続など)
- 案内「2」 保健グループ(生活習慣病予防健診、特定健診、特定保健指導など)
- 案内「3」 レセプトグループ(レセプト、交通事故による保険使用、医療費のお知らせなど)
- 案内「4」 企画総務グループ(ジェネリック医薬品、健康宣言など)